

令和 7 年度鹿沼市一般廃棄物処理実施計画

〔ごみ処理実施計画〕

本市のごみ処理については、第 7 次鹿沼市一般廃棄物処理基本計画及び本計画で定める施策に基づき、行政・市民・事業者が協働してごみの適正な処理を行うとともに、3 R（リデュース・リユース・リサイクル）の基本原則による循環型社会への転換を目指すものとする。さらに、資源循環による熱利用や処理施設の適正な維持管理に努め、環境負荷の低減を図る。

1. ごみの排出抑制、減量化のための施策

(1) 市における方策

施 策 名	内 容	実施月
教育・啓発活動の推進	・リサイクルセンターやごみ処理施設を活用した環境学習の機会を提供する。 ・地域や学校、事業所における出前講座などで、ごみの排出抑制や分別について環境学習を推進し、併せて環境学習リーダーの活用を図る。 ・広報紙やホームページ、インターネットや「さんあーる」アプリ等を活用し、ごみに関する情報を提供する。 ・環境イベントなどの際にごみ出しルール等の啓発、周知を図る。	4 月～3 月
家庭系ごみの減量化等	・ごみの排出抑制と減量化に努める。 ・リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）リサイクル（資源化による再利用）の 3 R 及びリフューズ（ごみになるものを買わない、断る）を推進する。 ・生ごみ処理機等設置費補助金交付制度や資源ごみ回収報償金制度を継続する。 ・白色トレイ等の店頭回収を推進する。 ・マイバッグ使用や過剰包装の辞退を推進する。 ・年末年始を除く祝日収集を実施する。 ・6 種 15 分別収集を徹底する。 ・リユース窓口を定期的開催する。 ・フードドライブ事業を実施する。	4 月～3 月
事業系ごみの減量化	・分別徹底による減量化・資源化を図る。 ・適正な分別等の周知啓発を行い、排出抑制や分別意識の向上に努める。 ・ごみになりにくい商品やリサイクル品の製造、販売を呼びかける。 ・公共施設で発生するごみの排出を抑制する。 ・多量排出事業者に対し、適正な減量計画を指導する。 ・排出事業者及び許可業者に対し、ごみ減量化と適正処理に関する研修、指導を実施する。	4 月～3 月

(2) 市民における方策

施 策 名	内 容	実施月
家庭ごみ系 ごみの減量 化等	・ 6 種 15 分別を徹底し適正なごみ排出に努める。 ・ マイバッグの使用や過剰包装を断るとともに、リフューズ（ごみになるものを買わない、断る）の活動に取り組む。 ・ 生ごみの堆肥化や水切りの徹底により、ごみの排出抑制・減量化に努める。 ・ 白色トレイやリターナルビンの店頭回収に協力する。 ・ 地域の資源物集団回収に協力する。 ・ 再生品の使用を促進し、使い捨て品等の使用を抑制する。 ・ 通称リサイクルショップ（再利用品販売店）やフリーマーケットを積極的に利用する。	4 月～3 月

(3) 事業所における方策

施 策 名	内 容	実施月
事業系ごみ の減量化	・ 事業活動に伴うごみの排出抑制と適正な処理に努める。 ・ 過剰包装を抑制するなど、流通包装廃棄物の削減に努める。 ・ リターナブルビンの店頭回収を推進する。 ・ ワンウェイ容器の使用抑制と店頭回収を推進する。 ・ 飲料用容器の自主回収に努め、デポジット制度について調査・検討する。 ・ 事業活動における再生品の使用を促進する。 ・ 有機性廃棄物については、鹿沼市堆肥化センターや民間施設での資源化を推進する。 ・ 古紙などの資源物の分別徹底に努める。	4 月～3 月

(4) 地域における取り組み

施 策 名	内 容	実施月
ご み の 減 量 化	・ 地域におけるリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）リサイクル（資源化による再利用）の 3 R 及びリフューズ（ごみになるものを買わない、断る）を推進する。 ・ 地域における資源ごみの分別徹底、集団回収の推進に努める。 ・ 環境美化や交通安全に配慮し、ごみステーションの適正管理に努める。 ・ 市と協働して、ごみの不法投棄及び道路や公園、水辺などのポイ捨て防止に取り組む。	4 月～3 月

(5) 計画目標

① ごみの排出量及び処理量

項 目	令和 7 年度	説 明
人 口	89,581 人	
ごみ総排出量	29,060 t	
計画処理量	28,110 t	
集団回収量	950 t	
燃やすごみ総排出量	23,295 t	
累計削減量	-2,480 t	基準年度 (R2) からの削減量
削減率	-10 %	基準年度 (R2) からの削減率
最終処分量	4,053 t	
累計削減量	-169 t	基準年度 (R2) からの削減量
削減率	-4 %	基準年度 (R2) からの削減率
家庭系ごみ	燃やすごみ	17,644 t
	燃やさないごみ	790 t
	資源物	2,871 t
	粗大ごみ	721 t
	処理困難物	72 t
	その他	34 t
	排出量 小計	22,132 t
事業系ごみ	燃やすごみ	5,651 t
	燃やさないごみ	55 t
	資源物	219 t
	粗大ごみ	53 t
	排出量 小計	22,132 t
1 日 1 人 当 り 排 出 量	889 g	
資源化量	3,380 t	
リサイクル率	14.9 %	

2. ごみの分別収集とその方策

(1) ごみの分別収集は、6種15分別とする。



(2) ごみ分別の方策

施策名	内 容	実施月
分別の徹底	・ 市民や事業者に対し、収集や搬入時に指導を行うとともに、イベントや広報、ホームページ等を通して啓発を図る。	4月～3月
分別排出 ルール の 強化	家庭系ごみ ・ ごみ収集指導シールなどを活用して、適宜ごみ出しルールの指導を行う。 ・ 定期的に広報紙などで分別の周知を行う。 ・ 3Rや分別、モラル向上の啓発、指導を行う。	4月～3月
	事業系ごみ ・ 排出者に対し、一般廃棄物と産業廃棄物の分別徹底を指導する。 ・ 排出者に対し、3Rの推進と資源物の分別徹底を周知・指導する。 ・ 収集運搬許可業者に対し、分別ルールに反する廃棄物の収集を行わないよう指導する。	

3. ごみの適正処理及び実施主体

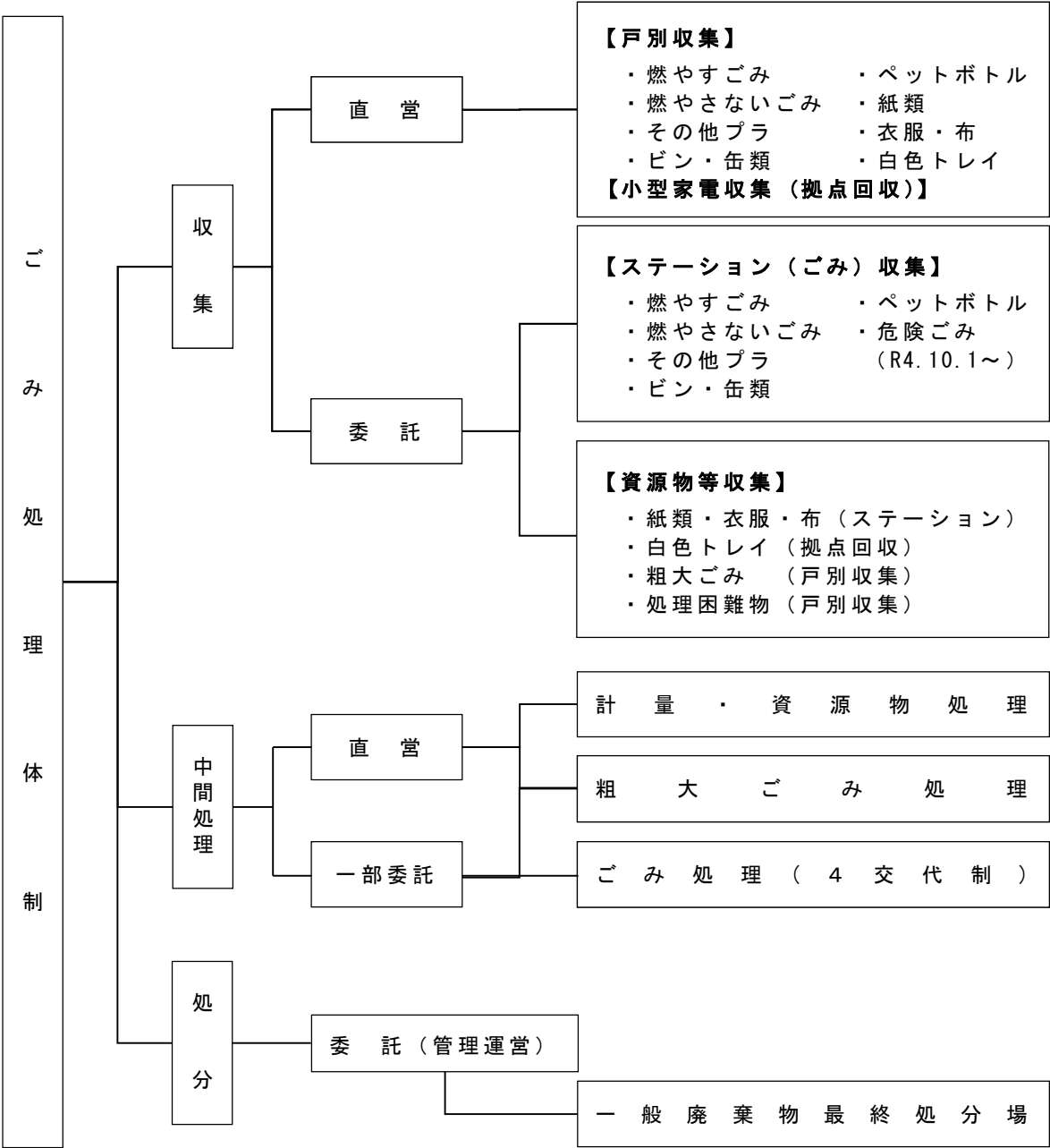
(1) ごみの種類ごとの収集・運搬等

- ① ごみの種類ごとの収集・運搬は、別表1「家庭系一般廃棄物の処理計画」、別表2「事業系一般廃棄物の処理計画」及び別表3「市が受け入れる処理困難物」のとおりとする。
- ② 市が受け入れない処理困難物は、別表4のとおりとする。
- ③ 収集・運搬の方策

施策名	内 容
収集体制	・ 分別の区分ごとに収集日を定め、安定的かつ効率的な収集を行う。 ・ 6種15分別とする。 ・ ごみステーション収集の民間委託を継続し、引き続き適正な収集に努める。 ・ 年末年始を除く祝日の家庭ごみ収集を実施する。 ・ 市民利用の日を第3日曜の月1回とする。
ごみステーションの適正な配置	・ ごみステーション設置基準に基づき、適正配置に努めるとともに、維持管理について指導する。 ・ 地域が率先してごみステーションの統廃合を進めるとともに、整備補助により支援する。
資源物の抜き取り対策	・ 適時巡回パトロールを実施し抑止に努める。 ・ 自治会やきれいなまちづくり推進員と連携し、集団回収の取り組みやごみステーションにおける監視を継続する。 ・ 罰則付きの条例制定について調査・検討を行う。
ごみ出しが困難な市民への支援	・ 市内全地域において、高齢者・障がい者向けの戸別収集を実施する。 ・ 超高齢社会における支援のあり方について調査・検討を行う。
事業系ごみの搬入	・ 事業所に対し、ごみの排出時における適正な分別を指導する。 ・ 搬入事業者及び許可業者に対し、ごみの適正な搬入指導と検査を行う。
環境負荷低減の取組	・ 市民協働の「もったいない運動」を展開し、ごみ減量を推進する。 ・ 効率的な収集を行うことにより、燃料等の使用量を削減し、環境負荷の低減に努める。 ・ 収集車両等の入替えなどの際には、低公害車を優先して選択する。

(2) ごみ処理及びその体制

- ① ごみ処理は、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。
- ② ごみ処理体制



③ ごみ処理体制の今後の方策

施 策 名	内 容
ごみ処理体制の見直し	・ 定年退職による職員の減少を踏まえ、策定した現業職場の将来ビジョンを見直し、計画的に直営配置と民間委託を行う。
一般廃棄物処理業の許可	・ 一般廃棄物の収集運搬および処理については、鹿沼市内において安定かつ円滑に遂行されていることから、当面の間は新たな許可は原則的に認めないこととする。 ・ 既存の許可については、家庭系一般廃棄物の収集運搬許可について、県内他市町の状況等も調査し、検討を行うこと。

(3) 中間処理計画

① 中間処理は、別表 1 から別表 3 で示す方法で行う。

② 鹿沼市環境クリーンセンター中間処理施設概要等

・ ごみ焼却処理施設概要

焼 却 能 力	177t/日（88.5t/24h×2 基）
炉 形 式	連続燃焼式焼却炉
工 場 棟	鉄骨・鉄筋コンクリート造、地上 3 階、地下 1 階
煙 突	外筒：鉄筋コンクリート造、内筒：鋼板製、地上 高 50m

・ 粗大ごみ処理施設概要

破 碎 能 力	30t/5h
工 場 棟	鉄骨・鉄筋コンクリート造、地上 3 階、地下 1 階

・ ペットボトルの減容施設概要

処 理 能 力	2 t 以下/日
工 場 棟	鉄骨造、地上 1 階

・ その他プラスチック製容器包装の減容施設概要

処 理 能 力	5 t 以下/日
工 場 棟	鉄骨造、地上 1 階

・ ごみ焼却量等の計画量

項 目	令和 7 年度
焼 却 量	25,858 t
直接焼却量	24,789 t
破碎処理後焼却量	1,069 t
焼却処理後残渣量	3,399 t
破碎処理後埋立量	661 t

③ 鹿沼市堆肥化センター施設概要等

・施設概要

処 理 能 力	2.8 t / 日
工 場 棟	鉄骨造、地上 1 階

・目標年度における有機性資源処理量

項 目	令和7年度計画処理量
木くず関係	700 t

④ 民間処理施設概要

所 在 地	鹿沼市下石川
焼 却 能 力	一般廃棄物 126.65t/日
炉 形 式	キルン・ストーカ炉

(4) 最終処分計画

① 鹿沼市最終処分場の概要

浸出水処理施設処理能力	110 m ³ / 日
埋 立 面 積	第 1 期計画 27,000 m ² 第 2 期計画 8,300 m ²
埋 立 容 量	第 1 期計画 112,000 m ³ 第 2 期計画 38,000 m ³
埋 立 開 始	平成 5 年 4 月

② 焼却等残渣及び埋立量の実績と残余容量

項 目	令和 5 年度
焼却残渣量	2,989 t
破碎残渣量	235 t
埋立容量合計(覆土含む)	2,664 m ³
埋立残余容量	8,833 m ³

3. ごみ処理施設の整備

整備等の内容	実施月
施設整備計画	4 月～3 月
点検整備	

4. 最終処分場の施設整備

整備等の内容	実施月
施設整備計画	4 月～3 月
第 2 期埋立地施設整備工事の実施について	本市ごみ最終処分場については、平成 5 年 4 月の稼働から 30 年が経過し、第 1 期埋立地の埋立可能な区域が少なくなっているため、令和 5 年 8 月から令和 6 年 10 月まで「第 2 期埋立地整備工事」を実施した。

5. 他市町村のごみ処理及び市域外でのごみ処理

(1) 他市町村のごみ処理

① 他市町村のごみ処理の方策

施 策 名	内 容
他市町村のごみ処理	・本市域内の民間の一般廃棄物処理施設で処理される他市町村のごみに対し、環境負荷を低減し、環境整備、環境保全等の財源として環境保全協力金の負担を求める。

② 民間処理施設の概要

所 在 地	鹿沼市下石川
焼 却 能 力	一般/産業廃棄物混焼炉 94.992t/日 (1号炉)
	一般/産業廃棄物混焼炉 94.992t/日 (2号炉)
炉 形 式	キルンストーカ炉 (1号炉)
	ロータリーキルン炉 (2号炉)

③ ごみの処理量等

ごみの種類	処 理 量	実施月
一般廃棄物	・処理量は、施設の処理能力の範囲で他市町村の事前協議に基づく量とする。	4月～3月

(2) 市域外でのごみ処理

① 市域外でのごみ処理の方策

施 策 名	内 容
市 域 外 で の ごみ処理	・市域内で処理できないごみは、再資源化や リサイクルの方針に従い、市域外の民間処理施設を所管する他市町村との事前協議を行うとともに、市域外の民間処理業者に適正に処理及び処分を委託する。 ・食品リサイクル法に基づく処理を行う事業所の申し出により、市域外の民間処理施設を所管する他市町村との事前協議を行うとともに、事業系生ごみの一部を、一般廃棄物収集運搬業者を通じて市域外の民間堆肥化施設に運搬し、資源化処理を行う。 ・災害発生時等に本市ごみ処理施設等に被害を受け、平時と同様のごみ処理が難しくなった場合には、災害廃棄物処理計画(R4.3)及びマニュアルに基づき、市域外の民間処理施設等を所管する他市町村との事前協議を行を迅速に行い、災害廃棄物処理を行う。

② ごみの処理量等

ごみの種類	令和7年度処理計画量	実施月
生ごみ	37.2 t	4月～3月

〔生活排水処理実施計画〕

本市における生活排水処理は、第7次鹿沼市一般廃棄物処理基本計画及び本計画で定める施策に基づき、公共下水道及び農業集落排水施設を計画的に整備し、個人設置型合併処理浄化槽の普及を促進する。また、し尿処理施設における浄化槽汚泥や生し尿の適正な処理を図ることとする。

1. 生活排水の処理

(1) 生活排水処理の方法

生活排水処理は、次の事業を適正な整備手法として推進する。

整 備 手 法
公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、 浄化槽設置整備事業、農業集落排水処理施設事業 地域下水処理施設事業

(2) 生活排水処理計画（令和7年度）

1. 計画処理区域内		人 口	91,320
		世帯数	40,020
	2. 水洗化・生活雑排水処理	人 口	79,102
		世帯数	34,255
	(1) 合併処理浄化槽	人 口	19,973
		世帯数	8,466
	(2) 公共下水道	人 口	56,540
		(区域内)	(55,921)
		(区域外)	(619)
		世帯数	24,942
		(区域内)	(24,590)
		(区域外)	(352)
	(3) 農業集落排水施設	人 口	2,589
		世帯数	847
	3. 水洗化・生活雑排水未処理 (単独浄化槽)	人 口	9,288
		世帯数	4,079
	4. 非水洗化	人 口	2,930
		世帯数	1,686

※第7次鹿沼市一般廃棄物処理基本計画で定めた推計値を元にしているため、人口等は最新の実績値とは異なる。

2. し尿及び汚泥の処理

(1) 処理の方策

施 策 名	内 容
地域下水汚泥の処理	・処理施設の再構築の検討を行い、汚泥の適正処理及び再利用に努める。
下水道汚泥の処理	・終末処理場で中間処理し、栃木県下水道資源化工場で資源化する。 ・資源化工場の処理量超過分は、産業廃棄物として適正に処理する。 ・資源化したものは、栃木県エコスラグ有効利用促進指針に基づき、管工事の基礎及び埋め戻し材として再利用に努める。 ・下水汚泥資源の肥料利用の拡大に努める。 ・今後も引き続き、汚泥の適正処理及び再利用に努める。
農業集落排水汚泥の処理	・下南摩地区、酒野谷地区、菊沢西地区、北半田地区の農業集落排水処理施設の汚泥は、環境クリーンセンターで焼却処理する。 ・今後も引き続き、汚泥の適正処理及び再利用に努める。
し尿及び浄化槽汚泥の処理	・し尿は直営で収集し、浄化槽汚泥は許可業者が収集する。 ・し尿及び浄化槽汚泥は、環境クリーンセンターで中間処理し、焼却施設で焼却後に埋立処分する。 ・し尿汚泥等の効率的かつ最適な処理を行うため、浄化槽汚泥の一部を下水処理施設で処理する試験を継続し、最終的には全量の下水道処理施設処理を検討する。 ・し尿収集は原則直営で収集するが、汲取り世帯の減少を踏まえ、今後の収集体制を検討する。

(2) し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬及び処理量

種 類	令和 5 年度	収集運搬	収集区域
し 尿	2,640 kl	鹿沼市及び委託業者	鹿沼市全域
浄化槽汚泥	14,782 kl	許可業者及び委託業者	
生活雑排水	45 kl		
計	17,467 kl		

3. 生活排水処理施設の整備

施 策 名	内 容	実施月
浄化槽の普及・促進	・ 浄化槽設置補助制度により個人設置型合併処理浄化槽の普及を促進する。 ・ 上記に併せ、単独処理浄化槽の撤去を行う場合において、撤去費用の一部を上乗せ補助し、より一層の普及促進を図る。	4 月～3 月
公共下水道処理区施設の整備	・ 黒川処理区は、1,581 ヘクタールの整備を推進する。 ・ 栗野処理区は、134 ヘクタールの整備を推進する。 ・ 適正な施設の管理及び維持保全に努める。	
特定環境保全公共下水道処理区施設の整備	・ 古峰原処理区は、9 ヘクタールの整備を推進する。 ・ 西沢処理区は、57 ヘクタールの整備を推進する。 ・ 適正な施設の管理及び維持保全に努める。	

4. 関係業者等への指導

施 策 名	内 容
関係業者等への指導	・ 浄化槽清掃許可業者や鹿沼市下水道排水設備指定工事店等を対象に、研修会などで指導する。

別表 1 家庭系一般廃棄物の処理計画

種類 区分	燃やすごみ		資 源 物										燃やさないごみ	危険ごみ	粗大ごみ	処理困難物	特定家庭用機器
			ビン 缶類	ペットボ トル	新聞	雑誌	段 ボール	紙 バック	その他紙 製容器包 装	衣服・布	白色 トレイ	その他のプラ スチック製容 器包装					
品 目	生ごみ 紙くず プラス チック 製品 等	木くず 枝・葉 木片 草 等	アルミ缶 スチール缶 あきビン 等	しょう油用 ジュース用 酒用 めんつゆ ノンオイル ドレッシング 用 等	新聞	雑誌	段 ボール	紙 バック	その他紙 製容器包 装、 雑古紙	(衣服) 上着、ズボ ン、スカート 等 (布) 毛布、ハンカ チ、タオル等	白色 トレイ	その他のプラ スチック製容 器包装 (白色トレイ 含む)	せともの やかん ガラス類 植木鉢 菓子缶 等	電池類 ライター 水銀入り 電球 蛍光灯 蛍光管 体温計	自転車 家具 ふとん ステレオ ストーブ 等	ドラム缶 ポンプ タイヤ ホイール 健康器具 量 等	エアコン テレビ 冷蔵庫 冷凍庫 洗濯機 衣類乾燥機
出し方	鹿沼市 指 定 ごみ袋	白色半 透明・ 透明袋	コンテナ 容 器	コンテナ 容 器	ひもで十字しばり（ただし、雑古 紙は白色半透明・透明袋）					白色半透明 ・透明袋	回収 ボック ス	白色半透明 ・透明袋	コンテナ 容器		直接搬入又は戸別収集		リサイクル 券購入
出す場所	ごみステーション										市内 店舗	ごみステーション			直接搬入 戸別収集		小売業者 鹿沼市
収集回数	週 2 回		ビン 月 1 回	缶 ビン以 外の週	週 1 回	月 2 回					随時	週 1 回	月 2 回	月 1 回	随時		
収集運搬 主 体	委託業者																
収集区域	鹿沼市全域																
搬入先 (市施設)	ごみ処理施設		粗大ごみ処 理施設	ストックヤード						栗野ストックヤード	ストックヤード			粗大ごみ処理施設		ストック ヤード	
保管場所				ストックヤード							栗野ストックヤード	粗大ごみ処理施設(R4 基幹改良工事に伴い一部品目のみ外部搬出)、ストックヤード					
搬出先 (処分先)	フェニックス		再生業者、指定法人										再生業者、フェニックス			指定引取 場所	

種 類	搬入先	収集運搬主体	収集区域
戸別収集	ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設及びストックヤード	鹿沼市	鹿沼市全域
動物の死体	ごみ処理施設	鹿沼市・委託業者・直接搬入	
火災残さ	ごみ処理施設	直接搬入	
小型家電 リサイクル	粗大ごみ処理施設及びストックヤード	鹿沼市	

別表 2 事業系一般廃棄物の処理計画

種 類		収集 運搬 主体	収 集 区 域	搬 入 先	保 管 場 所	搬 出 先 (処 分 先)
燃 や す ご み		事 業 者 ・ 許 可 業 者	鹿 沼 市 全 域	・ ごみ処理施設 ・ 堆肥化センター ・ 民間処理施設（許可業者）		・ フェニックス
粗 大 ご み				・ 粗大ごみ処理施設 ・ 一部品目は外部搬出	・ スtockヤード	・ フェニックス ・ 再生業者
燃やさないごみ						
危 険 ご み						
資 源 物	缶 類			・ スtockヤード		・ 再生業者
	新 聞					
	雑 誌					
	段 ボ ー ル					
	紙 パ ッ ク					
	そ の 他 紙 製 容 器 包 装					
衣 服 ・ 布						
ペ ッ ト ボ ト ル						

事業系一般廃棄物も家庭ごみと同様に適正に分別を行い、本市施設への搬入を行うこと。
本市施設において受入が出来ない産業廃棄物については、事業者（排出者）の責任において廃棄物処理法に基づき適正に処理を行うこと。

別表 3 市が受け入れる処理困難物（家庭で使用したものに限る）

処理困難物の種類
ウォーターサーバー
オイルヒーター
換気扇（家庭で取り外したもので、直接搬入の場合に限る）
草刈り機・芝刈り機
携行缶（ガソリン・混合油等用、汚れや中身のないもの）
健康運動器具（マッサージ機・マッサージチェア・サイクリングマシン・ルームランナー・ぶらさがり健康器・鉄アレイ・ダンベル・バーベル・エキスパンダーなど）
高圧洗浄機
自転車（電動機付き）
ジャッキ（乗用車用）
スロット台、パチンコ台
スピーカー（カラオケ装置なども含む）
ソファ（スプリング入り）
タイヤ及びホイール（自家用乗用車に物に限る。直接搬入の場合に限る。トラック用のものは受入不可）
卓球台
畳（1家庭から12枚までに限る。家庭で取り外したもので直接搬入の場合に限り受入を行う）
チェーン（乗用車で金属製のもの）
チェーンソー
電動車椅子
トタン板（家庭で取り外したもので金属製またはプラスチック製のもので、直接搬入の場合に限る）
扉、ふすま（家庭で取り外したもので、直接搬入の場合に限る）
ドラム缶（汚れや中身のないものに限る）
発電機（携帯用のものに限る）
バスケットゴール
フェンス（金属製かつ家庭で取り外したもので、直接搬入の場合に限る）
噴霧器（電動のもの）
ベッド・マットレス（スプリング、鉄線、磁石入り）
ボイラータンク（90ℓ未満・中身が空のものに限る）
ポンプ、モーター類
ミシン（工業用などの大型のもの）
餅つき機
リヤカー
ワイヤー

上記に記載のものは一例であり、記載の有無にかかわらず材質や排出状況等によっては受入不可となる。

別表 4 市が受け入れない処理困難物

区 分	品 目 等
材質によるもの	石（漬物石など）、土砂（小石・砂利含む）、レンガ、園芸用土・砂、FRP製品（ボート・サーフボード・タンクなど）、鋼材でできたもの、コンクリート製品（コンクリートブロックなど）、焼却灰（炭や燃えがらも含む）、珪藻土製品（アスベストが含まれているもの）
性状によるもの	ガス類、廃油、農薬（除草剤など）、薬品
大きさ・重量によるもの	木臼、木の根、樹木・木片（直径10cm×長さ50cmを超えるもの）、ボイラータンク（90ℓを超えるもの）
品目によるもの	オートバイ、ガスボンベ、自動車部品（車両本体及び車両本体と一体的なパーツと見なすべきもの）、消火器、耐火金庫、注射針・鍼灸鍼、農機具類、パソコン（使用済小型家電リサイクル品を除く）、ピアノ、バッテリー（自動車用）、おもちゃや充電式工具や家電製品に使われているバッテリーや充電式の電池のうちリサイクルマークがついていないもの、パレット（運搬用）
その他	建築・建設廃材（住宅と一体となっている製品や機器） 品目の例（ソーラーシステム、瓦等の屋根材、サイディングボード等の外壁材、内装材、石膏ボード、タイル、システムキッチン、断熱材を含むもの、浴槽、便器、給湯機、温水器など）

上記に含まれない品目は、現物を確認し受入の可否を判断する